

鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、会場の都合により定めるものとする。

(傍聴の手続)

第3条 鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に記入しなければならない。

2 傍聴希望者が第2条で定める定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴席への入場禁止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (3) その他議長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の禁止行為)

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 帽子、えり巻き等を着用すること。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (6) 携帯電話を使用すること。
- (7) 傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行うこと。ただし、議長の許可を受けた場合は、この限りでない。

い。

- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をすること。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、会議を公開しない議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(議長の指示)

第7条 この規程に定めるもののほか、傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規程は、平成27年8月8日から施行する。